

工場立地法の概要

資料 4

目的(法第1条)

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与すること。

制度の仕組み

届出義務がかかる工場(=特定工場)
法第6条

- ・業種: 製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く) (施行令第1条) かつ
- ・規模: 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上 (施行令第2条)

届出
(法第6、7、8条等)

- ・工場を新設等する際に、生産施設の面積や緑地の整備状況について、工場が立地している都道府県(政令市の場合は政令市)に対し届出をする必要。(届出から90日間は着工できない。(法第11条))

勧告
法第9条

- ・都道府県等は、工場から届出があった緑地面積や生産施設面積の敷地面積に対する割合等について **準則(勧告する際の判断基準)** に適合するか等を判断→適合しない場合等には是正の勧告を実施。

準則の種類(根拠規定)	制定主体等	定める内容	備考
工場立地に関する準則 (法第4条)	国	生産施設面積率の基準 緑地面積率の基準 等	
地域準則(法第4条の2)	都道府県等	緑地面積率の基準	
市町村準則 (企業立地促進法第10条)	市町村	緑地面積率の基準	・企業立地促進法による取組を推進する場合にのみ活用可能

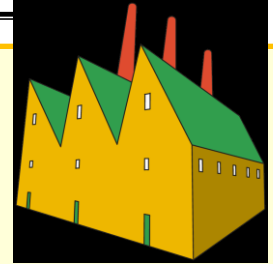
変更命令
法第10条

- ・勧告を実施しても、その勧告に特定工場が従わない場合等の状況が発生した場合変更の命令

罰則
法第16条等

- ・変更命令に違反した者等

生産施設・環境施設について



○生産施設とは

物品の製造施設、加工修理施設その他の主務省令で定める施設
→生産施設は次のいずれか。

1. 製造業における物品の製造工程、電機供給業における発電工程、ガス供給業における製造工程又は熱供給業における熱発生工程(以下、製造工程等という。)を形成する機械又は装置が設置される建築物
2. 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの。

○緑地とは

植栽その他の主務省令で定める施設
→土地又は施設に設けられるもので、当該建築物施設の屋上その他の屋外に設けられる以下のいずれかのもの。

- ① 樹木が生育する10㎡を超える区画された土地等であって次のア、イのいずれか
ア. 10㎡当たり高木が1本以上あること。
イ. 20㎡当たり高木が1本以上及び低木が20本以上あること。
- ② 低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている10㎡を超える土地または建築物屋上等緑化施設



○環境施設とは 環境施設＝緑地＋緑地以外の環境施設

緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるもの。

緑地以外の環境施設

次の各号に掲げる施設の用に供する区画された土地で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの。

1. 噴水、水流、池その他の修景施設
2. 屋外運動場
3. 広場
4. 屋内運動施設
5. 教養文化施設
6. 雨水浸透施設
7. 太陽光発電施設
8. 前各号に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に特に認められるもの。



生産施設面積率の基準について(準則)

生産施設の面積の敷地に対する割合は、下記の生産施設面積率以下の割合とする。

業種名	生産施設面積率(%)
化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業	30
石油精製業	
コークス製造業	
ボイラ・原動機製造業	
製材業・木製品製造業(一般製材業を除く。)	35
造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。)	
非鉄金属鋳物製造業	
一般製材業	40
伸鉄業	
窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45
農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。)	
繊維機械製造業	
鋼管製造業	50
電気供給業	
でんぷん製造業	55
冷間ロール成型形鋼製造業	
建設機械・鉱山機械製造業	
冷凍機・温湿調整装置製造業	
石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。)	60
高炉による製鉄業	
その他の製造業	65
ガス供給業	
熱供給業	

※その他の施設面積(駐車場、事務所、研究所、倉庫等)は規制なし。

緑地面積率・環境施設面積率の基準について(準則)

工場立地法に基づく準則

(1) 工場立地に関する準則(法第4条)

経済産業大臣等は、工場等の立地に関し事業者の判断の基準となるべき事項を公表する。

●環境施設: 25%以上

●そのうち、緑地は少なくとも20%以上

※敷地面積の15%以上の環境施設を敷地内の周辺部に配置

※重複緑地、建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を掛けた面積の25%を超えて緑地の面積に算入できない。

屋上緑地等のうち、緑地として参入できるのは、緑地面積率のうち、25%分



屋上緑地等 ≤ 敷地面積 × 緑地面積率 × 25%

(2) 地域準則(法第4条の2)

都道府県及び政令市は、条例により以下の基準の範囲内で、工場立地に関する準則に代えて適用すべき「地域準則」を定めることができる。(1都7県6政令市が策定)

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	住居・商業等の用に供されている区域	住居・工業の用に供されている区域 (準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域 (工業専用地域、工業地域)
環境施設	25%超～ 35%以下	20%以上～ 30%以下	15%以上～ 25%以下
うち緑地	20%超～ 30%以下	15%以上～25%以下	10%以上～ 20%以下

企業立地促進法に基づく準則(緑地等の面積規制に係る特例措置)

(3) 市町村準則(企業立地促進法第10条)

企業立地促進法に規定する同意基本計画に定められた同意企業立地重点促進区域が存する市町村には、緑地面積率等について、工場立地に関する準則や地域準則に代えて適用する市町村準則を条例により右の表に定める基準の範囲内で設定することが可能。

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
区域の性質	住居・工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域	乙種区域の内、一般住民の日常生活の用に供する建築物がない区域
環境施設	20%以上～ 25%未満	15%以上～ 25%未満	1%以上～ 15%未満
うち緑地	15%以上～ 20%未満	10%以上～ 20%未満	1%以上～ 10%未満

工場立地法関連の主な制度改正経緯

昭和34年法律制定・施行:「工場立地等の調査に関する法律」

昭和48年法律改正:法律の名称を「工場立地法」に改め、工場立地に際しての敷地利用のあり方等に関する規制を追加。

昭和49年政令 :30,000㎡未満の特定工場に係る事務を都道府県知事に、30,000㎡以上を地方支部の長に委譲。

平成 4年政令改正:都道府県知事への委任の範囲を50,000㎡未満に拡大。

平成 9年法律改正:都道府県及び政令指定都市は、緑地面積率、環境施設面積率について、国が定める範囲内において、従来の国による全国一律の基準に代えて、地域の実情に応じて、地域準則を条例で定めることを可能に。

特定工場の届出先を国から都道府県・政令指定都市に変更。
工業集合地特例を追加。

平成10年省令改正:特別配置施設について規制を撤廃。提出書類の簡素化。

平成10年告示 :工場立地に関する準則、緑地面積率等に関する区域区分毎の基準制定。生産施設面積率の緩和。

平成16年省令改正:緑地の定義に屋上緑地を追加、環境施設に雨水浸透施設を追加。

平成16年告示改正:生産施設面積率の見直し、緑地面積率等に関する区域区分毎の基準の見直し、あわせて緑地に占める屋上緑地等緑化施設等の面積は25%までとした。

平成19年 企業立地促進法制定・施行:工場立地法の特例を措置。(同意重点促進区域についての区分毎の基準を告示)

平成20年告示改正:生産施設面積率の見直し。敷地外緑地の範囲の拡大、視覚的な緑量による評価の導入。

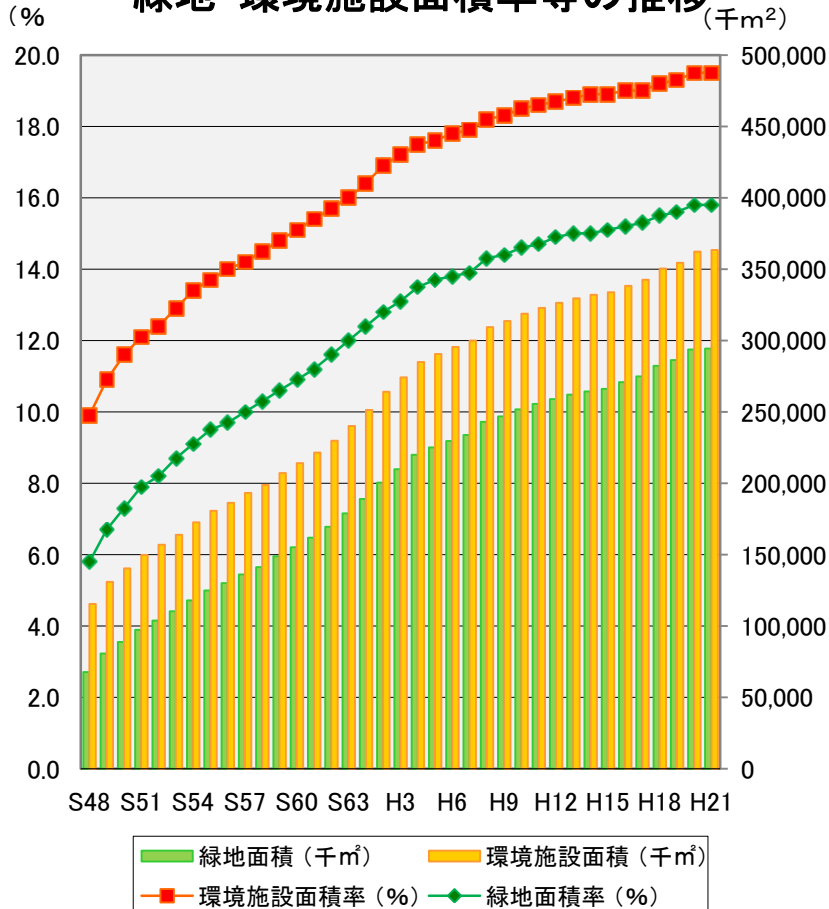
平成22年省令改正:太陽光発電施設を環境施設へ位置づけ。

工場立地法の成果

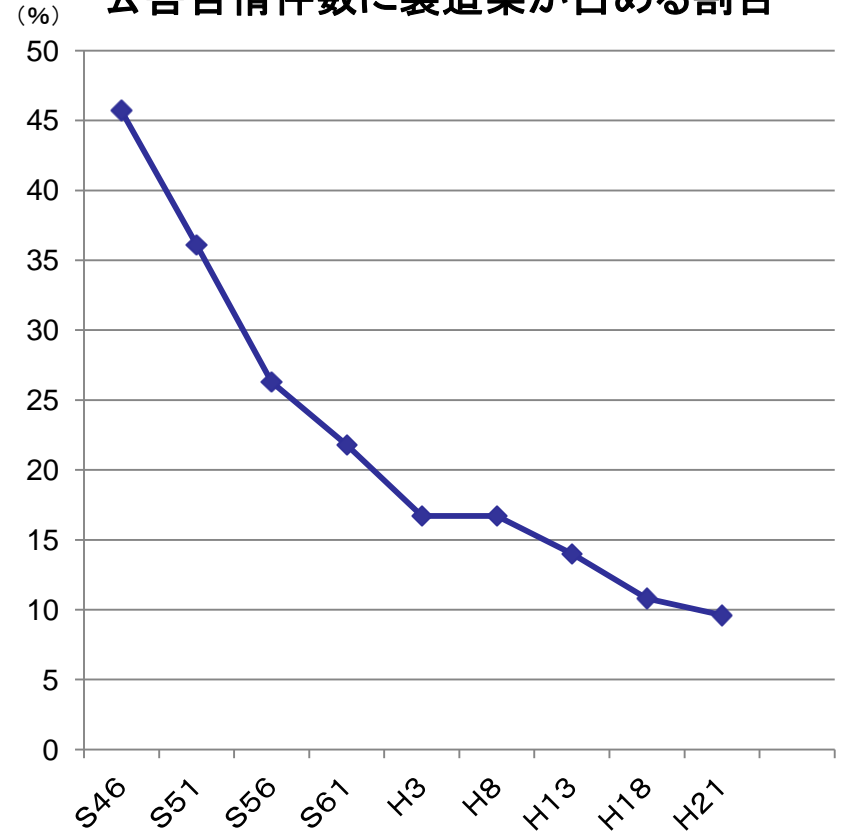
工場立地法を施行した結果、工場における緑化の重要性の認識が高まるとともに、緑地面積率、環境施設面積率とも大幅に増加している。

工場と周辺環境との調和の面から見れば、製造業関連の苦情の割合は48年に比べ著しく低くなっている。

緑地・環境施設面積率等の推移



公害苦情件数に製造業が占める割合



[総務省公害等調整委員会「平成21年度公害苦情調査」]

[経済産業省立地環境整備課 調査]

工場立地法に関するアンケート調査の実施について

調査期間：平成22年12月6日～12月20日

①自治体(都道府県及び市町村)に対するアンケート

<調査対象>

45都道府県及び19政令指定都市(回収97.0%)

506市及び495町村(767市、941町村に発送全体回収率58.6%)

<アンケート内容>

- ・(用途地域別)特定工場件数
- ・(用途地域別)既存不適格工場件数(国の準則を満たしていない既存工場)
- ・直近3年間の特定工場の届出(新設・変更・廃止)件数
- ・地域準則、市町村準則の制定状況について
- ・工場立地法に対する要望・意見 等

②企業に対するアンケート

<調査対象>

H20年度工業統計調査より敷地面積9,000㎡、又は、建築面積3,000㎡以上の製造業を営む工場を抽出。25,790社に発送し、5,033社より回答(H23.1.24現在 回収率19.5%)

【参考】全事業所数135,829件(従業員10人以上の事業所)(20年度工業統計調査)

<アンケート内容>

- ・工場立地法の意義や現在の規制内容、緑地の役割について
- ・各種規制により新增設や建て替えが阻害された例
- ・工場立地法に対する要望・意見 等

③市民に対するアンケート

<アンケート調査対象>

インターネット上でのwebアンケート→996人より回答。

<アンケート内容>

- ・工場のイメージについて
- ・工場立地法における緑地規制の評価
- ・工場の活動で評価するものについて

地域準則・市町村準則の制定状況について

工場立地法第4条の2に基づく地域準則を制定している自治体

● 地域準則を制定済み・・・**1都7県6政令市**

※47都道府県、19政令指定都市(計66自治体)のうち約**21.2%**の自治体が準則を制定。

【地域準則を定めている自治体】

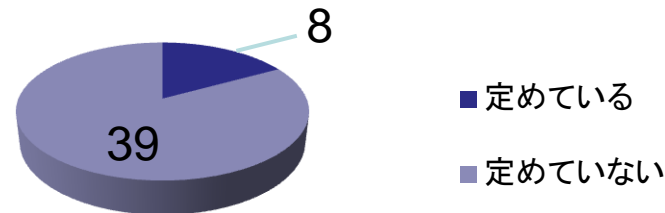
都道府県：東京都、千葉県、神奈川県、三重県、岡山県※
広島県、山口県、愛媛県（1都7県）

※H23.1.1より施行

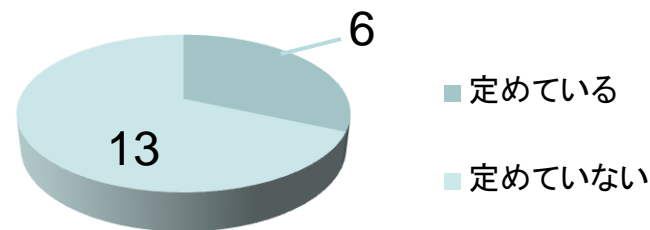
政令市：千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、堺市、
北九州市（6政令市）

→制定していない理由の35%が「具体的な要望がない」であり、次いで「検討した結果、国基準が妥当と判断した」という回答。（H22工場立地法に関するアンケート調査）

都道府県による地域準則の制定状況



政令市による地域準則の制定状況



企業立地促進法第10条に基づく市町村準則を定めている自治体

● 市町村準則を制定済み・・・**171市町村** (H22年1月現在)

※1,766市町村(政令市除く)のうち約**9.7%**の自治体が準則を制定

※171自治体の内訳:市105、町村66

市町村による市町村準則の制定状況

